

令和 7 年度 第 2 回

国民健康保険運営協議会議案

日時 令和 7 年 1 2 月 8 日 (月)
午後 4 時 3 0 分～

会場 恵庭市民会館 中会議室

○次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 会 長 挨 拶

4. 議事録署名委員の選任

5. 議案審議

○協議事項

議案第 1 号 令和 8 年度恵庭市国民健康保険税率について

○報告事項

報告第 1 号 国保税 ピピットリンク及び SMS 催告について

○その他

6. その他

恵庭市国民健康保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考（推薦団体等）
被保険者代表	ジョウノ ヤスヒロ 城生 康裕	農業者代表（農業者団体推薦）
	テラダ セツコ 寺田 節子	（女性団体推薦）
	クマクラ ユウイチロウ 熊倉 祐一郎	自営業者代表（商工会議所推薦）
保険医代表	アオヤマ ヤスヒロ 青山 康彦	（恵庭市歯科医師会推薦）
	エガワ ヨシヒロ 江川 禎浩	（恵庭市薬剤師会推薦）
	シマダ ナオキ 島田 直樹	（恵庭市医師会推薦）
公益代表	マエダ タカオ 前田 孝雄	（恵庭市議会推薦）
	マツシマ ミドリ 松島 緑	
	ハヤサカ マサヨシ 早坂 政芳	
被用者保険等 保険者代表	ウエスギ アキラ 上杉 朗	（健康保険組合連合会 北海道連合会推薦）

（敬称略）

◎ 会 長 松島 緑

◎ 会長代行 前田 孝雄

◎ 委員任期 令和10年 6月22日

令和 7 年度 恵庭市国民健康保険運営協議会 市関係者名簿

役 職	氏 名
保健福祉部長	伊東 雅彦
保健福祉部次長	池田 肇
国保医療課長	根岸 俊博
国保医療課 管理担当主査	坂本 伸一
〃 給付担当主査	関口 健太

令和7年度 恵庭市国保運営協議会 座席表

会長席		会長代行席			
(公益代表) 前田委員	(公益代表) 松島委員	(公益代表) 早坂委員	(被保険者代表) 城生委員	(被保険者代表) 寺田委員	(被保険者代表) 熊倉委員
					(保険医代表) 江川委員
					(保険医代表) 島田委員
					(保険医代表) 青山委員
					(被用者保険代表) 上杉委員
保健福祉部次長		保健福祉部長		国保医療課長	
		国保給付主査		国保管理主査	
傍聴人	傍聴人	傍聴人	傍聴人	傍聴人	

令和8年度国民健康保険税率について

1. 令和8年度国保事業費納付金の試算結果について

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保事業費納付金を北海道に納付します。また、北海道は市町村の国保運営に必要となる標準的な保険税率を算定します。

北海道は令和8年度の国保事業費納付金と標準保険税率の仮係数による試算を行い、11月14日に結果が通知されました。

また、令和8年度からは国保税に「子ども子育て支援分」が追加されます。令和12年度からの道内国保税率統一に先駆けて子ども子育て支援分は、北海道が示す標準保険料率に統一となります。

国保税条例の改正は令和8年第1回定例会へ改正議案の提出を見込みます。
※実際の納付金は、北海道が1月に行う確定係数を基にした本算定で確定します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分 \ 納付金額	R7年度納付金 (確定係数・本算定)	R8年度納付金 (仮係数・概算額)	前年度対比
医療分	1,194,924,000 円	1,130,768,000 円	-64,156,000 円
後期支援分	321,153,000 円	303,900,000 円	-17,253,000 円
介護分	88,442,000 円	86,903,000 円	-1,539,000 円
小計	1,604,519,000 円	1,521,571,000 円	-82,948,000 円
子ども支援分	0 円	29,902,000 円	29,902,000 円
合計	1,604,519,000 円	1,551,473,000 円	-53,046,000 円

恵庭市が北海道へ納付する令和8年度国保事業費納付金は、総額で「約15億5,147万円」と試算されました。(今年度と比較して約5,304万円の減)

全道的な傾向として、保険給付費の総額は緩やかに減少しているものの、一人当たりの額では大きく増加しており、また高齢化等の影響によって被保険者数も大幅に減少している状況ですが、昨年度に続き、「前期高齢者交付金」が確保されたことなどにより、納付金の全体額としては減額となりました。

(2) 標準保険税率の試算結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	9.38%	8.88%	-0.50%	9.15%	-0.23%
	均等割	26,800 円	30,476 円	3,676 円	28,547 円	1,747 円
	平等割	25,900 円	30,177 円	4,277 円	26,766 円	866 円
後期支援分	所得割	2.95%	2.42%	-0.53%	2.60%	-0.35%
	均等割	8,600 円	8,893 円	293 円	8,264 円	-336 円
	平等割	8,100 円	8,805 円	705 円	7,550 円	-550 円
介護分	所得割	2.35%	1.94%	-0.41%	2.15%	-0.20%
	均等割	9,100 円	8,888 円	-212 円	8,841 円	-259 円
	平等割	5,600 円	6,936 円	1,336 円	5,447 円	-153 円
子ども支援分	所得割	—	0.26%	—	—	—
	均等割	—	898 円	—	—	—
	平等割	—	878 円	—	—	—

※標準保険税率(市町村算定方式)…恵庭市独自の賦課限度額等に基づいて算定

2. 令和8年度国民健康保険税率について

現行税率と標準保険税率について、賦課総額の試算結果を比較し、その差額を全体で約3,437万円と見込みました。子ども支援分は道内で統一税率となることから、標準保険税率での賦課となります。また医療分、後期支援分、介護分は、社会保険加入要件の拡大による国保加入者の更なる減少や、個人所得の変化など不確定要素は多数あるものの子ども支援分による被保険者の負担増を勘案し税率改正は行わず現行税率に据え置き、不足する額は、基金を取り崩すことにより、対応致します。

(1) 令和8年度賦課総額の推計

	現行税率	標準保険税率 (市町村算定方式)	標準保険税率との差
医療分	927,578,460 円	957,377,205 円	-29,798,745 円
後期支援分	297,419,653 円	276,979,537 円	20,440,116 円
介護分	83,316,150 円	80,352,346 円	2,963,804 円
小計	1,308,314,264 円	1,314,709,088 円	-6,394,824 円
子ども支援分	-	27,980,063 円	-27,980,063 円
合計	1,308,314,264 円	1,342,689,151 円	-34,374,887 円

3. 保険税課税限度額の改定案について

課税限度額は国の定める法定課税限度額の範囲内で市町村が決定することとなっています。令和7年3月31日に地方税法施行令が改正され、令和7年度からの法定課税限度額は、医療分が65万円から66万円に1万円引き上げられ、後期支援分は24万円から26万円に2万円引き上げられました。なお、介護分は据え置かれました。恵庭市では、従前、国の1年遅れで改定を行っていたことから、令和8年第1回定例会に改正議案を提出し、法定課税限度額に合わせ改定を行うものです。

(1) 改定の影響(令和7年9月末時点のデータから推計)

医療分	R7限度額	R8限度額	差(R8-R7)
課税限度額	65 万円	66 万円	1 万円
限度額超過世帯数	118 世帯	117 世帯	-1 世帯

後期支援分	R7限度額	R8限度額	差(R8-R7)
課税限度額	24 万円	26 万円	2 万円
限度額超過世帯数	118 世帯	117 世帯	-1 世帯

※介護保険分の限度額は17万円に変更なし

(2) 改定により見込まれる課税増加額(令和7年9月末時点のデータから推計)

医療分	1,170,000 円
後期支援分	2,340,000 円

(3) 課税限度額(医療分)を超過する所得の目安

医療分		R7限度額	R8限度額
1人世帯	所得	6,797,800 円	6,904,410 円
	収入	約 8,770,000 円	約 8,890,000 円
2人世帯	所得	6,512,080 円	6,618,690 円
	収入	約 8,450,000 円	約 8,570,000 円
3人世帯	所得	6,226,370 円	6,332,980 円
	収入	約 8,140,000 円	約 8,250,000 円

※収入欄は給与収入換算額

※R8年度の保険税率で算出した場合に限度額を超過する所得額